大チュニス圏における夜間外出禁止令の延長

本２２日，大チュニス圏（チュニス，アリアナ，ベンアルース及びマヌーバ）の各県知事は，発令中（２３日朝期限）の夜間外出禁止令について，明２３日（金）から１５日間の更新等を次の通り決定しました。なお，外出禁止時間に変更はありません。

・外出禁止日時（１０月２３日～１１月６日）

月～金：２１：００～翌５：００

土日　：１９：００～翌５：００

・大チュニス圏から圏外，圏外から圏内への不要不急の移動を行わないこと

・マスク着用の遵守

・定期市，金曜礼拝の中止

・公私問わずあらゆる集会，イベントの禁止

・カフェ，レストランの店内は３０％，屋外は５０％の稼働を許可

・水たばこの禁止

・消毒措置の強化

感染症対策は，今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので，メディア等で最新情報をご確認ください。

チュニジア国内での新型コロナウイルス新規感染数及び死者数例は高止まりしています。上記措置を遵守し，引き続き感染予防にご留意ください。

感染した場合の対応等について，当館ホームページに掲載していますので，参考にしていただくと共に，万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館HP　新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

参考：外務省海外安全HP

https://www.anzen.mofa.go.jp/

たびレジ変更・解除

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm

令和２年１０月２２日

在チュニジア日本国大使館

9， Rue Apollo XI， Cite Mahrajene， 1082 Tunis， TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417